

## 「徳島県公文書等の管理に関する条例（仮称）」骨子案について

### 1. 条例の目的

- ① 公文書等が、「県民共有の知的資源」として、県民が主体的に利用し得るものであるということを、条例の基本的な考え方として明らかにする。
- ② 本県における公文書等の管理に関し基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図る。
- ③ 県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにする。

### 2. 条例の特色

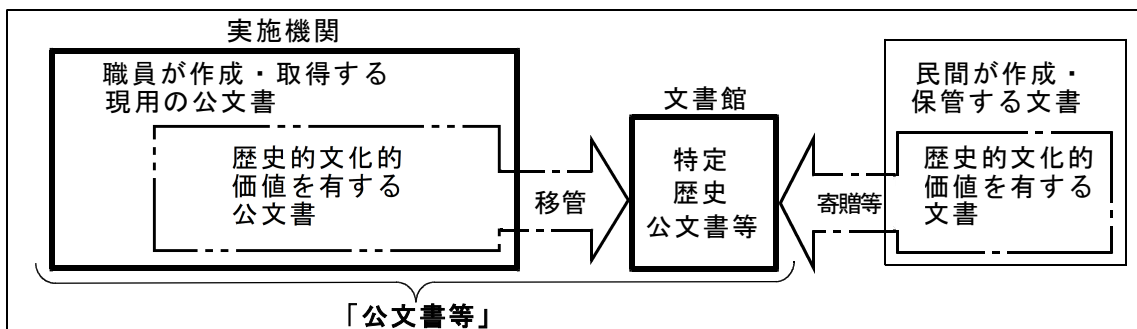
- デジタル技術を利用した公文書管理のDX化
  - ・ 公文書管理に電子情報システムを利用することで、公文書管理の業務効率化を図ることを努力義務として規定

### 3. 条例の骨子

#### ○ 総則

- ・ 目的
- ・ 定義（実施機関、公文書、特定歴史公文書等）

#### ○ 条例の対象となる「公文書等」のイメージ図



#### ○ 公文書の管理

- ・ 条例の目的達成に資するための文書作成の義務
- ・ 公文書の整理及び保存
- ・ 公文書の移管又は廃棄
- ・ 電子情報システムの利用についての努力義務

#### ○ 特定歴史公文書等の保存、利用等

- ・ 特定歴史公文書等の文書館における保存
- ・ 特定歴史公文書等の利用及びそれに伴う手続

### 4. 今後のスケジュール案

- |          |       |      |                      |
|----------|-------|------|----------------------|
| ・ 令和 4 年 | 7 月～  | 8 月  | 外部有識者(情報公開審査会等)に意見聴取 |
| ・ "      | 9 月   |      | 条例「素案」を報告            |
| ・ "      | 10 月～ | 11 月 | パブリックコメントを実施         |
| ・ 令和 5 年 | 2 月   |      | 「条例案」提出              |
| ・ 令和 6 年 | 4 月   |      | 条例施行                 |